訂正履歴_社会（公民）

【教科書の記載変更や現在の社会情勢にあわせた修正】

社会情勢の変化に応じた記述の変更や、学校で使用されている教科書内容の訂正・更新に合わせた内容の変更などの時事更新を下記の通り行っています。

版数	修正日	訂正箇所	訂正内容		
			［誤］	→	［正］
2021.3	2023/02/28	本冊　p.44	1989年　国際連合で子ども（児童）の権利条約が採択される 日本は1994年に批准	→	1989年　国際連合で子ども（児童）の権利条約が採択される 日本は1994年に批准 **2022年**　子どもの権利を保障する総合的な法律としてこども基本法が国内で制定される こども家庭庁が設置される **2023年**　こども家庭庁が設置される
2021.3	2023/02/28	本冊　p.73	一票の格差：選挙区によって 一票の価値が異なること	→	一票の格差：選挙区によって 一票の価値が異なること 一票の格差を改善するため，**2022年**に公職選挙法が改正された
2021.3	2023/02/28	本冊　p.90 資料1	主な行政機関 （**2016**年**1**月現在）	→	主な行政機関 （**2023**年**2**月現在） ※以下を追加 ・デジタル庁 ・カジノ管理委員会 ・こども家庭庁（2023年4月創設予定）
2021.3	2023/02/28	本冊　p.97	裁判員は満**20**歳以上の国民から，くじと面接で選ばれる	→	裁判員は満**18**歳以上の国民から，くじと面接で選ばれる

訂正履歴_社会（公民）

版数	修正日	訂正箇所	訂正内容		
			［誤］	→	［正］
2021.3	2021/10/14	本冊　p.115 ポイント2	クーリング・オフ制度：一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度	→	クーリング・オフ制度：訪問販売などによって消費者が契約した場合，一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度
2021.3	2021/10/14	本冊　p.115 ポイント2	製造物責任法（PL法）：消費者が製品の欠陥を証明できなくても，欠陥のある商品で消費者が被害を受けたときに企業が負う責任について規定	→	製造物責任法（PL法）：欠陥のある製品で消費者が被害を受けたときに企業が負う責任について規定し，消費者は企業の欠陥への認識を証明できなくても，製品の欠陥を証明すれば賠償を請求できる
2021.3	2021/10/14	本冊　p.153 ポイント1	国内総生産（GDP）：1年間に新しく生み出された財やサービスの価値（付加価値）の合計	→	国内総生産（GDP）：ある国や地域の中で1年間に新しく生み出された財やサービスの価値（付加価値）の合計
2021.3	2021/10/14	本冊　p.163 確認テスト(3)	国や地方公共団体の財政における収入のことを何というか。	→	国や地方公共団体の財政における一年間の収入のことを何というか。
2021.3	2021/10/14	本冊　p.163 確認テスト(4)	国や地方公共団体の財政における支出のことを何というか。	→	国や地方公共団体の財政における一年間の支出のことを何というか。
2021.3	2021/10/14	本冊　p.190 確認テスト(6)	**2015**年に調印された，環太平洋地域で貿易の自由化など経済関係の強化を行う協定を何というか。	→	**2016**年に調印された，環太平洋地域で貿易の自由化など経済関係の強化を行う協定を何というか。
2021.3	2021/11/19	本冊　p.58 ポイント1	最高裁判所長官の国民審査権	→	最高裁判所裁判官の国民審査権
2021.3	2022/03/15	本冊　p.199 ポイント2	2015年 パリ協定の採択(COP21で採択) 内容：温室効果ガスの排出削減をすべての国に義務化	→	2015年 パリ協定の採択(COP21で採択) 内容：温室効果ガスの排出削減目標の提出をすべての国に義務化（達成の義務はない）
2021.3	2022/05/24	本冊　p.135 資料1	正規雇用者(薄アミのグラフ) 非正規雇用者(濃アミのグラフ)	→	非正規雇用者(薄アミのグラフ) 正規雇用者(濃アミのグラフ)

			資料1 非正規雇用者の増加 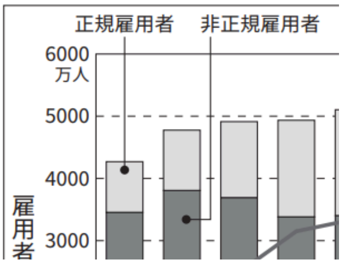 		**資料1** 非正規雇用者の増加 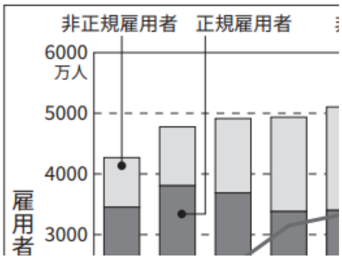

訂正履歴_社会（公民）

【一部印刷ミスに伴うお知らせ】

確認テストの解答が一部印刷されていない箇所がありましたため、解答を下記に記載いたします。

該当箇所：本冊 p.97

単元：司法制度改革，裁判員制度

問題	解答
⑴ 国民にとって司法をより身近で利用しやすいものにする目的で行われている改革を何というか。	司法制度改革
⑵ 2008年に始まった，被害者や遺族，その代理人らも裁判に参加できる制度を何というか。	被害者参加制度
⑶ 2009年に始まった，国民が裁判官とともに裁判に参加する制度を何というか。	裁判員制度
⑷ 裁判官とともに刑事裁判に参加するため国民から選ばれる人を何というか。	裁判員
⑸ 裁判員制度に参加する裁判員の数は何名か。	6名
⑹ 法曹養成制度の改革の中で，2004年から創設されたものは何か。	法科大学院